

富選告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号 以下「法」という。）第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）第75条第1項（監査の請求）第76条第1項（議会の解散の請求）第80条第1項（議員の解職の請求）第81条第1項（長の解職の請求）第86条第1項（役員の解職請求）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項（教育長又は委員の解職の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項（合併協議会設置の請求）の規定により請求することができる場合の数は、それぞれ次のとおりである。

記

1. 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項の規定による有権者の総数の50分の1の数

237人

2. 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による有権者の総数の3分の1の数

3,944人

令和8年1月26日

富士見町選挙管理委員会

委員長 小松 康孝